

一九九二年(ワ)第二〇七五号、一九九三年(ワ)第二二二五号 公式陳謝等請求事件

原告



外

被告 国

証 拠 説 明 書

一九九六年二月三日

右原告ら訴訟代理人

弁護士 小野 誠 之

同 堀 和 幸

同 山 本 晴 太

同 松 本 康 之

同 池 上 哲 朗

同 武 田 信 裕

同 金 京 富

同 中 田 政 義

同 新 谷 正 敏

京都地方裁判所

第一民事部 合議係 御中

甲
A・B・C
2号証
(被書)

| 参考 | 立証趣旨 | 作成者 | 表題 |
|---|---|----------------------|---------------------------------------|
| (記載内容等) 本 一、同書五七頁 二、同書一〇〇頁以下一〇二頁、一〇六頁。左記、落島丸乗船者として、北海道炭坑の発掘労働に使用せられた」とある。 本 同書五七頁以下一〇六頁。 | 一、各所が南本原四第一一、二、三(三)強制連行の強制力動員及び同(一)軍 事要領としての動員(記載)の事実 二、一九四五年八月二十五日現在の日本本土の朝鮮人人口 三、各所が清本原四第一一、二、三(三)強制連行の強制力動員及び同(一)軍 事要領としての動員(記載)の事実 四、同(一)強制連行の強制力動員及び同(一)軍 事要領としての動員(記載)の事実 五、同(一)強制連行の強制力動員及び同(一)軍 事要領としての動員(記載)の事実 六、同(一)強制連行の強制力動員及び同(一)軍 事要領としての動員(記載)の事実 | 朴慶植 著(未来刊) | 朝鮮人強制連行の記録(抄本) 有・写 (所在等 新谷) |
| | | 作成年月日 不詳一九六五年三月 日 | 原本 |

資料リス
整理番号 (L - 3)